

『코리아研究』執筆・投稿規定

立命館大学코리아研究センター

施行：2009年8月15日

改訂：2009年10月29日

1. 本規定は、立命館大学코리아研究センター（以下、「センター」という）の刊行する紀要『코리아研究』”Ritsumeikan Journal of Korean Studies”の執筆ならびに投稿について定めるものである。
2. 紀要に投稿できる論文等の執筆者は、以下のとおりとする。
 - (1) 立命館大学の専任教員（任期制教員および助教を含む）
 - (2) センターのプロジェクト研究に関係する学外者（研究分担者、研究協力者その他当該研究活動に参加・協力実績があると編集委員会が認めたもの）
 - (3) 立命館大学常勤講師、嘱託講師、非常勤講師
 - (4) 立命館大学大学院生（研究生、ポスドクを含む）
 - (5) 上記以外のもので、編集委員会が論文の執筆を依頼した者、ないし、センターの重点研究領域に関連する論文の投稿者。
3. 論文等の投稿を希望する者は、各年度の編集委員会が定める応募期間内に、所定様式による掲載申込みを行わなければならない。ただし、前項の(5)の執筆依頼原稿についてはこの限りではない。
4. 掲載申込みを受けて編集委員会が論文等の投稿を認めた場合、執筆者は所定の期限までに論文等の完全原稿を編集委員会に提出しなければならない。ただし、論文等の掲載の可否は、編集規定に基づく所定の手続きを経て、編集委員会が決める。
5. 原稿はすべて未発表のものとする。また、原稿の執筆に際して、執筆者は、剽窃はもとより、日本語または外国語による他の著作物から当該の言語のまま引用あるいは他の言語に翻訳して引用する場合であっても、第三者の著作権が侵害されることのないよう、最大限留意しなければならない。
6. 原稿の執筆は、編集委員会の定めた執筆要領に従って執筆する。また、注釈、引用・参考文献は、論文等の末尾に一括して記載するものとする。
7. 原稿の使用言語は、日本語、朝鮮語、英語を基本とする。日本語および朝鮮語の場合は、分量は、図表・註を含めて、論文は20,000字以内、研究ノートは10,000字以内、書評は4,000字以内とする。英語の場合、論文は5,000words以内、研究ノートは3,000words以内、書評は1,000word以内とする。
8. 原稿には、サマリーを添付して提出する。サマリーは規定の言語のうち使用言語以外で作成する。
9. 原稿は、データファイル（MS Word）にハードコピーを添えて、両方を同時に提出する。
10. 本規定の改廃は、編集委員会の議を経て、センター運営委員会が行う。

附則 (1) 本規定は2009年10月29日に施行する。

(2) 本規定の施行に伴い、立命館大学코리아研究センター『紀要』執筆・投稿規定（2009年8月15日）は廃止する。